〔下學集上氣形〕〔韓驢（カンロ）俊犬也、韓（イヌ）氏之驢也、黃耳（クワウジ）晉陸機之犬名二黃耳一、此犬常爲二書使一也、〕

〔八雲御抄三上獸〕犬　けだものゝくもにほえけんと云は、師子又犬也、淮南王藥なめたる也、食味けだ物仰レ天て吠なり、さとのいぬ　むら〻万いぬよびこすといふ、是かり人などの、かきをよびこすなり、つなぎいぬ　あゆき日本紀吉犬也

〔東雅十八畜獸〕犬ヱヌ　倭名鈔に爾雅集注を引て、狗はヱヌ、與犬同じと注せり、ヱヌ亦轉じてイヌといひし也、義並に不詳、火酢芹命の苗裔、諸隼人等、天皇宮墻之傍を離れず、吠狗に代りて事へまつるものの也といふ事、舊事紀、日本紀等に見えしに依らば、ヱヌといひ、イヌといふは、その家畜なるをいひしと見えたり、イヘといふ語を引結びて呼びぬれば、ヱヌといふは詞助なるべし、また唐韻を引いて、獷ムクゲイヌ深毛犬也と注したり、今も俗に細毛をば　ムクゲと云ふ也

〔松屋叢考二〕いぬ、ゑのこ、

定家卿鷹三百首冬部に

はし鷹の木ゐとる雉のおちはまり鼻つけかぬるゑのこ犬かな、群書類從本には、雉を椎に誤れり、○中略　唐流鷹秘決第四十八條、犬の法式ことば万の事の條、に、ゑのこ犬はいまだ引いれ初ぬをいふ也云々、按にゑのこはゑぬのこの略語なり、倭名抄草部に、辨色立成云、猶尾草、惠沼能古久佐と有にて去るし、古訓玉篇十三の卷草部には、莠、余受切、ハゲサ、ヒツヂ、イノコゲサとも見ゆ、そは穗に出し貌の狗尾に似たる草なれば也爲家卿歌夫木抄雜十、藻鹽草八、に、

ゑのこ草おのがころ〳〵ほに出て秋おく露の玉やどるらん、玄旨法印歌室町殿日記廿の卷に、

ゑのこ草ほえかゝるこそ道理なれなたりに近き狐亂菊（キツチランギク）、また水楊をゑのころ柳といふも、おなじ心なり、物類稱呼三の卷、倭訓栞惠部、本草啓蒙廿一の卷、さて倭名抄毛群名部に、兼名苑云、犬一名尨、莫江反、和名惠奴、○中略　類聚名義抄佛下本卷、犬部、に、猶ヱヌ、又イヌ云々、以呂波字類抄十の卷惠部に、狗、ヱイヌ、イヌ、犬子也云々、猷ヱイヌ、亦作